

新

ねむのき
指定通所介護事業所
第 1 号通所事業所
運営規程

社会福祉法人 那珂川福社会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 那珂川福祉会が実施する指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下、通所介護事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
 - (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ねむのき
- 2 所在地 福岡県那珂川市下梶原二丁目6番3号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人 （常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

2 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。

3 看護職員 1人以上

看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。

4 介護職員 5人以上

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

5 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

6 管理栄養士 1人以上

食事の献立作成、栄養計算、通所者に対する栄養指導を行う。

7 調理員 若干名

調理業務を行う。

8 事務職員 若干名

必要な事務を行う。

9 その他（運転手等） 若干名

送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

ただし、災害、悪天候等止むを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日、1月2日を除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後17時30分

3 サービス提供時間（送迎に要する時間を除く時間）

月曜日から土曜日（祝日含む）

午前9時30分から午後4時40分

（指定通所介護の利用定員）

第6条 本事業所の利用定員は以下の通りとする。

月曜日から土曜日（祝日含む） 35名

(設備及び備品等)

第7条 指定通所介護事業を運営するにあたり、以下の設備及び備品等を整備する。

1 食堂

事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備える。

2 機能訓練室

事業者所は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える

3 相談室

事業所は、利用者に対する指定介護通所介護に供するための相談室を設ける。

4 その他の設備

事業所は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービス提供に必要なその他の設備及び備品を備える。

(指定通所介護の内容)

第8条 事業所が行う通所介護の内容は次のとおりとする。

1 通所介護計画の作成

2 生活指導

3 機能訓練

4 介護サービス

5 健康状態の確認

6 送迎

7 給食サービス

8 入浴サービス

9 介護に関する相談援助

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

① あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。

② 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。

③ 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通所介護事業の利用料その他の費用)

第9条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、別表1のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、交付された「介護保険負担割合証」に記載された割合分を事業所に支払うものとする。

3 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払いを受けるものとし、その額は別表2のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用、おむつ代、その他の日常生活費、延長サービスの利用料（サービス提供後から18：10まで）

4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の送迎費用は無料とする。

5 事業所が利用者から前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域（送迎の実施地域）は別表3に定める行政区とする。その他の行政区に関しては、その都度相談に応ずる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること

(2) 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと

(3) 他のサービス利用者の迷惑となる行動等を慎むこと

(衛生管理対策)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

2 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保健福祉環境事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。

3 事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

(非常災害対策)

第13条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置を取るものとする。

2 事業所の従業者は、消火設備、救急品、避難器具等の備え付け及びその使用方法、並びに非常災害時の避難場所、避難経路に熟知しておくものとする。

3 事業所の従業者は、非常災害等を発見又は発生の危険性を察知したときは、臨機の措置を取るとともに、所轄消防署に通報する等の適切な措置を講じるものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、当該計画に基づく防災訓練(消火、避難等)を年に2回以上行うこととする。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第14条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

第15条 (虐待の防止のための措置)

従業者は、利用者の虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止等に関する担当者の選定及び必要な体制の整備

二 虐待の防止等のために『虐待対策委員会』を設置し定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹

底を図ること

三 従業者に対し、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

四 虐待の防止のための指針を整備すること

2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- 一 身体的虐待
- 二 心理的虐待
- 三 介護放棄・介護放任
- 四 性的虐待
- 五 経済的虐待

(居宅介護支援事業者との連携)

第16条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断されるとき
 - ① 第6条に定める利用定員を超える場合
 - ② 第9条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で送迎等に対応できない場合
 - ③ 利用者が正当な理由がなく指定通所介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - ④ その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合

2 前項第2号③及び④の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第17条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第18条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でな

くなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。

- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（苦情処理）

第19条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

（地域との連携）

第20条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

（ハラスメントに関する事項）

第21条 事業所内における従業者間のハラスメント行為を禁止し、円滑な職場環境を整えるものとする。また従業者が通所介護事業の提供にあたっては、利用者やその家族からのハラスメント行為があった場合は、管理者に報告を行い必要な措置を講じるものとする。

（感染症予防、まん延防止の対策）

第22条 事業所は、事業所内において感染症が発生し、または、まん延しないよう次の措置を講じるものとする。

- （1） 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を開催し、その結果に従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所は、従業者に対し感染症の予防又はまん延防止のための対策に取り組み、研修や訓練を実施する。

（業務継続計画の策定等）

第23条 事業所は、新興ウィルス感染症や非常災害の発生において、利用者に対する通所介護を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- （1） 事業所は、従業者に対し業務継続について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- （2） 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。

3 第7条第1項第1号の通所介護計画については、それらを当該利用者に交付する。

4 第7条第1項第1号の通所介護計画、及びサービス提供記録、第13条第2項に規定する事故発生時の記録、第14条第2項に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。

5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人那珂川福祉会と施設の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

通所介護（第 1 号通所事業）

運営規程 別表 1（第 9 条 1 項関係）

1 単位当たりの単価

地域区分	6 級地	
上乗せ割合	6 %	
人件費割合	4 5 %	1 単位 = 1 0 . 2 7 円

通所介護

利用単位数（1 日あたり）

所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要介護 1	3 7 0 単位／日
要介護 2	4 2 3 単位／日
要介護 3	4 7 9 単位／日
要介護 4	5 3 3 単位／日
要介護 5	5 8 8 単位／日

所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要介護 1	3 8 8 単位／日
要介護 2	4 4 4 単位／日
要介護 3	5 0 2 単位／日
要介護 4	5 6 0 単位／日
要介護 5	6 1 7 単位／日

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要介護 1	5 7 0 単位／日
要介護 2	6 7 3 単位／日
要介護 3	7 7 7 単位／日
要介護 4	8 8 0 単位／日
要介護 5	9 8 4 単位／日

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要介護 1	5 8 4 単位／日
要介護 2	6 8 9 単位／日
要介護 3	7 9 6 単位／日
要介護 4	9 0 1 単位／日
要介護 5	1, 0 0 8 単位／日

所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護状態区分	単位数
要介護 1	6 5 8 単位／日
要介護 2	7 7 7 単位／日
要介護 3	9 0 0 単位／日
要介護 4	1, 0 2 3 単位／日
要介護 5	1, 1 4 8 単位／日

※ 2 時間以上 3 時間未満の通所介護を行った場合は、所要時間 3 時間以上 4 時間未満の 所定の単位数の 1 0 0 分の 7 0 に相当する単位数を算定する。

加算料金（ご利用者によって内容が異なります。）

基本的に介護保険給付の 1 割負担が原則となりますが、介護保険負担割合証に記載された割合分の額、介護保険給付の支給限度額を超える場合は全額自己負担（1 0 割負担）となります。

・業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算
・高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算
・サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 単位／日
・個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76 単位／日
・個別機能訓練加算（Ⅱ）	20 単位／月
・入浴介助加算	40 単位／日
・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位／回（1 回／6 ヶ月）
・科学的介護推進体制加算	40 単位／月
・生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位／月
（個別機能訓練加算を算定している場合）	100 単位／月
・送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	47 単位／片道
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	加算率 12.0%

那珂川市

1 単位当たりの単価

地域区分	6 級地	
上乗せ割合	6 %	
人件費割合	4 5 %	1 単位＝1 0 . 2 7 円

通所型サービス

状態区分	単位数
要支援 1 総合事業対象者 （週 1 回程度の利用）	4 3 6 単位／回 1 , 7 9 8 単位／月
要支援 2 総合事業対象者 （週 2 回程度の利用）	4 4 7 単位／回 3 , 6 2 1 単位／月

・業務継続計画未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算
・高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算
・生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位／月
・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位／回（1 回／6 ヶ月）
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	
要支援 1・総合事業対象者	88 単位／月
要支援 2・総合事業対象者	176 単位／月
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	加算率 12.0%

※要支援 1・事業対象者（週 1 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 4 回以下の場合は回数制。5 回以上の場合は月額定額制。

※要支援 2・事業対象者（週 2 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 8 回以下の場合は回数制。9 回以上の場合は月額定額制。

福岡市

1 単位当たりの単価

地域区分	5 級地	
上乗せ割合	1 0 %	
人件費割合	4 5 %	1 単位 = 1 0 . 4 5 円

介護予防型通所サービス

状態区分	単位数
要支援 1 総合事業対象者	1, 7 9 8 単位 / 月
要支援 2 (週 2 回程度の利用)	3, 6 2 1 単位 / 月
要支援 2 (週 1 回程度の利用)	1, 7 9 8 単位 / 月

- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の 1.0% を減算
- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の 1.0% を減算
- ・生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位 / 月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 単位 / 回 (1 回 / 6 ヶ月)
- ・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)
 - 要支援 1・総合事業対象者 88 単位 / 月
 - 要支援 2 176 単位 / 月
- ・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) □ 加算率 12.0%

春日市

1 単位当たりの単価

地域区分	5 級地	
上乗せ割合	1 0 %	
人件費割合	4 5 %	1 単位 = 1 0 . 4 5 円

第 1 号通所事業

状態区分	単位数
要支援 1 総合事業対象者 (週 1 回程度の利用)	4 3 6 単位 / 回 1, 7 9 8 単位 / 月
要支援 2 総合事業対象者 (週 2 回程度の利用)	4 4 7 単位 / 回 3, 6 2 1 単位 / 月

- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の 1.0% を減算
- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の 1.0% を減算
- ・生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200 単位 / 月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20 単位 / 回 (1 回 / 6 ヶ月)
- ・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)
 - 要支援 1・総合事業対象者 88 単位 / 月
 - 要支援 2・総合事業対象者 176 単位 / 月
- ・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) □ 加算率 12.0%

※要支援 1・事業対象者（週 1 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 4 回以下の場合は回数制。5 回以上の場合は月額定額制。

※要支援 2・事業対象者（週 2 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 8 回以下の場合は回数制。9 回以上の場合は月額定額制。

大野城市

1 単位当たりの単価

地域区分	6 級地	
上乗せ割合	6 %	
人件費割合	4 5 %	1 単位 = 1 0 . 2 7 円

通所サービス

状態区分	単位数
要支援 1 総合事業対象者 (週 1 回程度の利用)	4 3 6 単位／回 1 , 7 9 8 単位／月
要支援 2 総合事業対象者 (週 2 回程度の利用)	4 4 7 単位／回 3 , 6 2 1 単位／月

- ・業務継続計画未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算
- ・高齢者虐待防止未実施減算 所定単位数の 1.0%を減算
- ・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位／月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20 単位／回（1 回／6 ヶ月）
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - 要支援 1・総合事業対象者 88 単位／月
 - 要支援 2・総合事業対象者 176 単位／月
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 加算率 12.0%

※要支援 1・事業対象者（週 1 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 4 回以下の場合は回数制。5 回以上の場合は月額定額制。

※要支援 2・事業対象者（週 2 回程度の利用）

1 ヶ月の提供回数が 8 回以下の場合は回数制。9 回以上の場合は月額定額制。

運営規程 別表 2（第 9 条 2、3 項関係）

その他の費用

食費	料金
朝食	4 0 0 円
昼食	7 6 0 円
夕食	7 4 0 円
おむつ代	実費
教養娯楽等の個人的使用材料	実費
提供時間外利用料金	提供時間外で 1 時間半未満まで実費にて利用 1 , 0 0 0 円／1 回(夕食代 7 4 0 円含む)
通常の事業の実施地域を超えて行う場合の 送迎費用	無料

運営規程 別表3（第10条関係）
通常の事業の実施地域

那珂川市	全部
春日市	泉1～4丁目、一の谷1～6丁目、大谷1～9丁目、大土居1～3丁目、岡本1～7丁目、春日1～10丁目、春日、春日公園1～8丁目、上白水1～10丁目、上白水、小倉1～7丁目、小倉東1～2丁目、桜ヶ丘1～8丁目、下白水、下白水北1～7丁目、下白水南1～7丁目、白水池1～3丁目、白水ヶ丘1～6丁目、須玖北1～9丁目、須玖南1～8丁目、惣利1～6丁目、宝町1～4丁目、筑紫台1～5丁目、千歳町1～3丁目、塚原台1～3丁目、天神山1～7丁目、昇町1～8丁目、伯玄町2丁目、原町1～3丁目、光町1～3丁目、日の出町1～7丁目、平田台1～6丁目、松ヶ丘1～6丁目、紅葉ヶ丘西1～7丁目、紅葉ヶ丘東1～10丁目、大和町1～5丁目、弥生1～7丁目、若葉台西1～7丁目、若葉台東1～5丁目
大野城市	旭ヶ丘1～2丁目、牛頸1～4丁目、牛頸、月の浦1～4丁目、つつじヶ丘1～6丁目、畑ヶ坂1～2丁目、平野台1～4丁目、緑ヶ丘1～4丁目、南ヶ丘1～7丁目、宮野台、紫台、横峰1～2丁目、若草1～4丁目
福岡市南区	日佐1～5丁目、警弥郷1～3丁目、鶴田1～4丁目、野多目1～6丁目、的場1～2丁目、向新町1～2丁目、屋形原1～5丁目、弥永1～5丁目、弥永団地、柳瀬1～2丁目、老司1～5丁目
その他の行政区	その都度相談に応ずる。

（附 則）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から改定施行する。

（制定） 平成12年 7 月 1 日

（改定） 平成21年10月26日

（改定） 平成21年12月11日

（改定） 平成24年 4 月 1 日

（改定） 平成24年 6 月 1 日

（改定） 平成24年 8 月 1 日

（改定） 平成26年 1 月 1 日

（改定） 平成26年 4 月 1 日

（改定） 平成27年 4 月 1 日

（改定） 平成30年 4 月 1 日

（改定） 平成30年10月 1 日

（改定） 平成30年 1 月 1 日

（改定） 平成31年 4 月 1 日

（改定） 令和 元年10月 1 日

（改定） 令和 2 年 1 月 1 日

（改定） 令和 3 年 4 月 1 日

（改定） 令和 3 年 8 月 1 日

(改定)	令和	4年	10月	1日
(改定)	令和	4年	12月	1日
(改定)	令和	6年	4月	1日
(改定)	令和	6年	6月	1日
(改定)	令和	8年	6月	1日
(改定)	令和	8年	8月	1日